

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当該翌日がとる場合)

鳥取県規則第四十九号

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和五十四年七月鳥取県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を削る。

第十七条の見出しを「(ヤマドリ販売許可申請書)」に改める。

(6) 職業

- | | | | | | | | |
|----------------|------------|----------|--------------|------------|---------------|---------|-------|
| 1 専門的・技術的職業従事者 | 2 管理的職業従事者 | 3 農林業作業者 | 4 薬業作業者 | 5 採鉱・採石作業者 | 6 技能工・生産工程作業者 | 7 単純労働者 | 8 保安職 |
| 9 技能工・生産工程作業者 | 10 単純労働者 | 11 保安職 | 12 サービス職業従事者 | 13 分類不能の職業 | 14 無職 | | |

を削り、同様式の備考中6を削

業務従事者

- 4 販売従事者
- 5 運輸・通信従事者
- 6 業従事者
- 7 サービス職業従事者

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則をこのに公布する。

昭和五十九年六月十九日

ラ、7を削除する。
様式第一項を次のやうに改める。

様式第2号 刪除

(4) 職業

- 1 専門的・技術的職業從事者 2 管理的職業從事者 3
 5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者
 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職
 13 分類不能の職業 14 無職

出 示

鳥取県知事印

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、中型まき網漁業に係る許可の申請期間を昭和五十九年六月二十一日から同月二十七日までに定めたるべく、同条第三項の規定による表示する。

昭和五十九年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県知事印

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定によつて公示する。

昭和五十九年六月十九日

鳥取県知事 西 尾 四 次

〔 販売しようとするヤマドリ
の数量 〕 に改める。

鳥獣の種

ヤマドリ

〔 販売しようとする
販売しそうとする
類及び数量 〕

この規則は、公布の日から施行する。

監 視

一 起業者の名称
中国電力株式会社

一 事業の種類

特別高圧送電線八橋線増強工事（ルート変更）

二 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市駄経寺町、米田町、富海、下大江、小鷗、北野、黒見、福光、
 横田、下米積、下福田、国府、別所及び上福田、大栄町大字ト種、大字
 龜谷、大字妻波及び大字岩坪並びに東伯町大字金屋、大字根戸、大字中
 尾、大字三保、大字浦安、大字田越及び大字杉下地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十九年六月十九日から昭和六十年五月三十一日まで

選挙管理委員会公示

鳥取県選挙管理委員会公示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十一條第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第十一條第一項の規定に基いて、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年六月十九日

鳥取県選挙管理委員会公示第五十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基いて、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年六月十九日

鳥取県選挙管理委員会公示第五號 前 田 虹 雄

保有金の収支報告書の要旨

特定公職の候補者の氏名	池沢源蔵	特定公職の候補者の氏名	松尾宜容
公職の種類	県議会議員(候補者等)	公職の種類	県議会議員(候補者等)

報告年月日 昭和59年5月11日

保有金の収入・支出の総額

1 収入総額	0円	1 収入総額	0円
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円

◎その他の政治団体

政治団体の収支報告書の要旨

期間 昭和57年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 松本節夫後援会

報告年月日 昭和59年5月14日

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円